

文教大学大学院私費外国人留学生の学納金減免に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学大学院に在学する経済的理由により修学が困難な私費外国人留学生（国費留学生及び政府派遣外国人留学生を除く）の経済的負担を軽減し、もって修学を奨励することを目的とする。

(対象)

第2条 減免の対象は、大学院の正規課程に在学し、在留資格「留学」を有する私費外国人留学生（国費留学生及び政府派遣外国人留学生を除く）で、人物、学業ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象から除外する。

- (1) 本学を通じて採用された学外の奨学金で、当該年度の授業料減免額以上の給付を受けている者
- (2) 文教大学大学院学則に基づく標準修業年限を超えて在籍している者
- (3) 当該年度に休学（半期休学含む）している者
- (4) 研究・学業成績、学習態度又は生活態度が不良と認められる者

(減免の割合)

第3条 当該年度授業料の3割を限度に減免することができる。

2 大学院私費外国人留学生の新入生に対しては、入学金の一部を減免することができる。

(減免の期間)

第4条 減免の期間は、当該年度限りとする。ただし、次年度以降も申請することができる。

(減免の方法)

第5条 減免は、2期分学納金納入の際、授業料からその減免額を減ずることによって行う。

(申請)

第6条 減免を受けようとする者は、所定の申請書類を提出しなければならない。

(選考)

第7条 減免対象者の選考については、留学生委員会が決定する。

(減免の停止)

第8条 第2条に定める減免対象者としての資格を失ったときは、その理由が発生した年度より減免を停止する。

(取扱い部署)

第9条 この規程に関する事務は、大学事務局学事部が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成12年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 7 日から施行する。